

教員職員免許状の取得根拠		
申請区分	申請免許状の種類	根拠法令
基礎資格(大学等卒業・保健師・栄養士など)と修得単位により、免許状を申請する場合 <u>※ 大学等卒業時に、大学等から授与された免許状の再授与申請はここに含まれます。</u>	小・中・高・幼・特別支援	教育職員免許法別表 1
	養護教諭	教育職員免許法別表 2
	栄養教諭	教育職員免許法別表 2 の 2
所有免許状の在職年数と修得単位により、当該免許状の上級免許状を申請する場合	小・中・高・幼	教育職員免許法別表 3
	養護教諭	教育職員免許法別表 6
	栄養教諭	教育職員免許法別表 6 の 2
所有免許状と修得単位により、当該所有免許状の教科以外の教科の免許状を申請する場合	中・高	教育職員免許法別表 4
所有免許状の在職年数と修得単位により、特別支援学校の免許状を申請する場合	特別支援	教育職員免許法別表 7
修得単位により、所有する特別支援学校教諭免許状に新たな領域の追加を申請する場合	特別支援	教育職員免許法第 5 条の 2 第 3 項
所有免許状の在職年数と修得単位により、当該免許状の校種と隣接する校種の免許状を申請する場合	小・中・高・幼	教育職員免許法別表 8
実業に係る学士の学位と実地経験により、免許状を申請する場合	中・高の実習教科	教育職員免許法別表 5
臨時免許状(当該実習教科)の在職年数と修得単位により、免許状を申請する場合	中・高の実習教科	教育職員免許法別表 5
実習助手の在職年数と修得単位により、当該教科の免許状を申請する場合	高の実習教科	教育職員免許法附則第 9 項
現在学校栄養職員として勤務する者が、学校栄養職員としての在職年数と修得単位により、栄養教諭免許状を申請する場合	栄養教諭	教育職員免許法附則第 17 項
保育士の資格及びその在職年数と修得単位により、幼稚園教諭の免許状を申請する場合	幼	教育職員免許法附則第 18 項
第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格と実地経験により、免許状を申請する場合	中・高	教育職員免許法施行法第 2 条
海技免状(三級(航海又は機関))と実地経験により、免許状を申請する場合	中・高	教育職員免許法施行法第 2 条
資格認定試験の合格により、免許状を申請する場合	小・幼・自立活動	教育職員免許法第 16 条の 2

教
育
職
員
検
定

※ 上記表にある根拠に拠らない場合は、事前に教職員課職員係(099-286-5260)にお問合せください。

